I 経営安定対策

1 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等

(1) 肉用牛

ア 法制化前

平成 30 年度の牛枝肉価格は、前年度に引き続き好調に推移したものの、生産費はもと畜費が高値で推移したことから、肥育経営の収益性は改善されていない。

こうした中、肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る補塡金(~平成 30 年 12 月 29 日)は、肉専用種(全国算定)では、平成 30 年 5 月に 3 カ月ぶりに交付され、同年 9 月まで 5 カ月連続、交雑種では平成 29 年 2 月以降平成 30 年 10 月まで 21 カ月連続、乳用種は前年度に引き続き毎月交付となった。

機構は、これら交付に充てるための財源として、都道府県団体に対し、それぞれ生産者積立金に対応した基金造成必要額への補助(260億5259万円、平成29年度からの予算繰越分59億4848万円を含む。)を行った。

平成30年度は、都道府県団体に基金を造成する従来方式と併せ、平成23年度から導入した、機構に基金を造成し、肥育牛生産者に直接補塡金を交付する方式(直接交付方式)を実施するとともに、一部の県においては、地域の実態を反映するために補塡金単価の地域算定を実施した。また、子牛価格の高騰により、肉用牛肥育経営の収支が大幅に悪化することが見込まれたことから、平成30年度に限って補塡率を8割から9割として実施した。

なお、東京電力㈱福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、平成 24 年 7 月に導入 した補塡金を月ごとに支払う特例措置を年度を通じて実施した。

また、平成 30 年度の豪雨及び暴風雨(梅雨前線豪雨、台風 5 号、6 号、7 号、8 号、21 号、24 号)、平成 30 年北海道胆振東部地震による被災農業者の経営安定を図るため、生産者積立金の納付免除等を実施した。

表 10 肉用牛肥育経営安定特別対策事業の補塡金単価 (全国算定)

(単位:円/頭)

	肉専用種	交雑種	乳用種
平成 30 年 4 月		60,800	38,000
平成 30 年 5 月	20, 500	54, 300	23, 500
平成 30 年 6 月	28, 300	75,000	21,900
平成 30 年 7 月	6,900	71,000	25, 800
平成 30 年 8 月	39, 300	50,800	25, 400
平成 30 年 9 月	15, 100	36, 700	40, 200
平成 30 年 10 月		25, 200	33, 700
平成 30 年 11 月			33, 400
平成 30 年 12 月 (~12 月 29 日)			39, 700

注1: 肉専用種については、地域算定に用いたデータを除外して算定 (平成30年度地域算定実施県: 岩手県(日本短角種を除く肉専用種、日本短角種)、 広島県、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、 沖縄県)

2:消費税等抜きで算定

表 11 肉用牛肥育経営安定特別対策事業の補塡金交付状況

(単位:千円、戸、頭)

	補塡金交付額	交付対象戸数	交付対象頭数
肉専用種	7, 891, 636	19,090	190, 255
交雑種	7, 433, 203	8,019	139, 056
乳用種	4, 157, 270	3, 432	134, 118
合計	19, 482, 109	30, 541	463, 429

注1:数値は、都道府県団体方式及び直接交付方式の合計値である。

2: 補塡金交付額には、生産者拠出分を含む。

3 : 交付対象戸数は、補塡金の交付を受けた延べ戸数である。 4 : 肉専用種の補塡金の交付は、地域算定を含むものである。

イ 法制化後

TPP11 協定の発効に伴い、平成 30 年 12 月 30 日以降、同事業は従来の予算事業(畜産業振興事業)から畜安法に基づく肉用牛肥育経営安定交付金制度となり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の 9 割を肉用牛肥育経営安定交付金として交付されることとなった。

交付金の4分の1の財源となる積立金の積立てに要する負担金の納付先については、登録生産者は積立金管理者と機構のいずれかを選択できることとなった。また、肉専用種については、一又は二の都道府県の区域ごとに算定するが、平成30年度の一の都道府県として算定する区域は30道県であった。

交付金は、乳用種で平成 31 年 1 月から 3 カ月連続交付となり、機構は、交付金として支払う額(交付金の 4 分の 3)として、平成 31 年 1 月(概算払い)分(6 億 1119 万円)を交付した。なお、平成 31 年 2 月及び 3 月分については、令和元年度の予算で対応した。

表 12 肉用牛肥育経営安定交付金の交付金単価

(単位:円/頭)

	肉専用種	交雑種	乳用種
平成 30 年 12 月 (12 月 30 日~)		_	_
平成 31 年 1 月		_	54, 378. 9
平成 31 年 2 月		_	64, 769. 4
平成 31 年 3 月		_	74, 024. 1

注1: 肉専用種については、二以上の都道府県の区域

2:消費税等抜きで算定

表 13 肉用牛肥育経営安定交付金の交付状況

(単位:千円、戸、頭)

	交付金交付額	交付対象戸数	交付対象頭数
肉専用種	125, 820	912	11,607
交雑種	_	_	_

乳用種	686, 435	343	13,624
合計	812, 256	1,255	25, 231

注1:数値は、積立金管理者方式及び直接交付方式の合計値である。

2 : 交付金交付額には、積立金分を含む。

3 : 交付対象戸数は、交付金の交付を受けた延べ戸数である。

4: 肉専用種の交付金の交付は、一の都道府県の区域を含むものである。

(2) 肉豚

ア 法制化前

豚枝肉価格は、平成25年10月に国内で発生した豚流行性下痢(PED)の影響に伴う生産量の減少などから近年は年度平均で500円/kgを上回る水準で推移している。 平成30年度は輸入豚肉の在庫の圧縮が進んだことや猛暑による出荷頭数の減少等により7月までは前年並みかそれ以上の高水準となっていたが、その後、8月中旬以降は落ち着いて推移した。このため、年度全体では需要が堅調だった前年度をかなりの程度下回る価格であった。

こうした中、養豚経営安定対策事業に係る補塡金(平成30年4月1日から平成30年12月29日までに販売された肉豚に適用)については、第1~4四半期の通期の算定において粗収益が生産コストを上回ったため、前年度に引き続き交付は行われなかった。(表14、15)

なお、平成30年度の豪雨及び暴風雨(梅雨前線豪雨、台風5号、6号、7号、8号、21号、24号)、平成30年北海道胆振東部地震による被災農業者又は豚コレラ(以下「CSF(豚熱)」という。)の患畜若しくは疑似患畜が確認された養豚事業者の経営安定を図るため、同事業における生産者負担金の納付免除を実施した。

イ 法制化後

TPP11 協定等の発効に伴い、平成 30 年 12 月 30 日以降、同事業は従来の予算事業 (畜産業振興事業) から畜安法に基づく肉豚経営安定交付金制度となり、従来は平均粗収益が平均生産コストを下回った場合、その差額の 8 割が補塡金として交付されていたが、同制度に移行後は、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の 9 割が交付金として交付されることとなった。また、従来は補塡金として交付される額の 2 分の 1 に相当する額が生産者の積立てによる積立金から支出されていたが、同制度に移行後は、交付金のうち 4 分の 1 に相当する額が生産者の積立てによる積立金から支出され、残りの 4 分の 3 に相当する額(国費)は交付金として支払う額として機構から支出されることになり、支援が拡充された。

表14 補填金(交付金)単価

(単位:円/頭)

補塡金の算定対象期間	交付金の算定対象期間	補塡金単価
第1四半期		
(30年4月~6月)	_	_

第1・2四半期		
(30年4月~9月)	_	_
第1~3四半期	第1~3四半期	
(30年4月~12月)	(30年4月~12月)	_
第1~4四半期	第1~4四半期	
(30年4月~31年3月)	(30年4月~31年3月)	_

交付金 (平成 30 年 12 月 30 日から平成 31 年 3 月 31 日に販売された肉豚に適用)は、第 1 ~ 4 四半期の通期の算定において、標準的販売価格が標準的生産費を上回ったため、交付されなかった。

表15 補塡金(交付金)交付額及び交付対象事業者数

(単位:千円、戸)

		(
	補填金(交付金)交付額	交付対象事業者数
合計	_	_

注:補塡金(交付金)交付額には、積立金分を含む。

なお、CSF(豚熱)の患畜又は疑似患畜が確認された登録生産者の経営安定を図るため、同制度における負担金の納付期限の延長(同事業の生産者負担金の納付免除に相当)を実施した。

2 肉用子牛生産者補給交付金等の交付業務

(1) 指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格の推移

平成30年度の指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格は、表16のとおりである。黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専乳用種、乳用種及び肉専用種と乳用種の交雑の品種5区分の保証基準価格及び合理化目標価格は、いずれも前年度から引き上げられた。また、平成30年12月30日のTPP11協定発効に伴い、保証基準価格及び合理化目標価格の算定方法が見直されたことにより、それぞれ期中改定された。

なお、平成31年度については、30年度に期中改定された価格からの変更はない。

表 16 指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格 (単位:円/頭)

区分	黒 毛	黒 毛 和 種		褐 毛 和 種		その他の肉専用種	
	保証基準	合理化	保証基準	合理化	保証基準	合理化	
年度	価格	目標価格	価格	目標価格	価格	目標価格	
22	310,000	268,000	285,000	247,000	204,000	142,000	
23	310,000	268,000	285,000	247,000	204,000	142,000	
24	310,000	268,000	285,000	247,000	204,000	142,000	
25	320,000	273,000	292,000	251,000	209,000	144,000	
26	329,000	275,000	300,000	253,000	215,000	145,000	

27	332,000	277,000	303,000	255,000	217,000	147,000
28	337,000	280,000	307,000	257,000	220,000	149,000
29	339,000	282,000	309,000	259,000	221,000	150,000
30						
(~ 12.29)	341,000	284,000	311,000	261,000	222,000	151,000
(12.30∼)	531,000	421,000	489,000	388,000	314,000	249,000
31	531,000	421,000	489,000	388,000	314,000	249,000

区分	乳月]種	交雑種		
	保証基準 合理化		保証基準	合理化	
年度	価格	目標価格	価格	目標価格	
22	116,000	83,000	181,000	138,000	
23	116,000	83,000	181,000	138,000	
24	116,000	83,000	181,000	138,000	
25	122,000	86,000	188,000	142,000	
26	128,000	87,000	195,000	143,000	
27	130,000	88,000	199,000	144,000	
28	133,000	90,000	205,000	147,000	
29	136,000	93,000	210,000	152,000	
30					
(~ 12.29)	141,000	98,000	216,000	158,000	
(12.30∼)	161,000	108,000	269,000	212,000	
31	161,000	108,000	269,000	212,000	

(注) 価格は消費税込みである。

(2) 肉用子牛価格の動向

需要の回復等から牛肉価格が堅調に推移した一方、口蹄疫の発生や東日本大震災、 大規模畜産業者の経営破綻等による繁殖雌牛の減少などから、肉用子牛価格は平成24 年度後半以降、右肩上がりで推移した。平成29年度は、黒毛和種が80万円を下回る など落ち着きを見せたものの、30年度に入り上昇に転じ、再び80万円に迫る水準で 推移し、一部品種を除いて保証基準価格を上回る状態が継続した(表17)。

(3) 生産者補給交付金等の交付

ア 生産者補給交付金

平成30年度(交付対象期間:平成30年1月~12月)においては、その他の肉専用種を除く品種で平均売買価格が保証基準価格を上回ったため、生産者補給金の交付はなかった。

一方で、その他の肉専用種においては第2四半期(7月~9月)の平均売買価格が保証基準価格を下回ったため、49生産者が登録した331頭に対して530万円の生産者補給金を交付した(表18)。

イ 生産者積立助成金

平成30年1月から12月までの間に個体登録された肉用子牛の頭数(全品種合計 76万6409頭)に応じ、生産者積立金の積立に要する経費の2分の1の助成を行うため、指定協会に対し10億2517万円の生産者積立助成金を交付した。

表 17 指定肉用子牛の平均売買価格

(単位:円/ 頭)

品種区分価格	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専 用種(日本短 角種等)	乳用種	交雑種・乳
平成29年度					
保証基準価格	339, 000	309, 000	221, 000	136, 000	210,000
合理化目標価格	282,000	259, 000	150, 000	93, 000	152,000
生産者積立金	1, 200	4,600	12, 400	6, 400	2, 400
(うち生産者負担金)	(300)	(1, 150)	(3, 100)	(1, 600)	(600)
平均売買価格					
第1四半期	809, 400	724, 200	356, 900	214, 300	396, 700
第2四半期	754, 800	691, 300	228, 500	236, 300	361, 100
第3四半期	773, 400	687, 100	238, 200	252, 100	390,000
第4四半期	782,000	609, 200	252, 000	262, 700	394, 500
平成30年度					
(~平成30年12月29日)					
保証基準価格	341,000	311,000	222, 000	141,000	216, 000
合理化目標価格	284, 000	261, 000	151, 000	98, 000	158, 000
(平成30年12月30日~)					
保証基準価格	531,000	489, 000	314, 000	161, 000	269, 000
合理化目標価格	421,000	388, 000	249, 000	108, 000	212,000
生産者積立金	1, 200	4,600	12, 400	6, 400	2, 400
(うち生産者負担金)	(300)	(1, 150)	(3, 100)	(1, 600)	(600)
平均売買価格					
第1四半期	765, 200	526, 200	301, 700	246, 100	392, 400
第2四半期	757, 300	573, 300	206, 000	243, 200	395, 700
第3四半期	781, 800	573, 600	332, 900	266, 100	441, 400
第4四半期	793, 300	563, 400	337, 600	246, 000	467, 900

表 18 平成 3 0 年度肉用子牛生産者補給金の交付状況

(単位:千円)

交付対象期間	品種区分	生 産 者 補 給 金		
		補給交付金部分	生産者積立金部分	計
平成29年度 第4四半期 (平成30年1~3月)	黒毛和種	0	0	0
	褐毛和種	0	0	0
	その他の肉専用種	0	0	0
	乳用種	0	0	0
	交雑種	0	0	0
	計	0	0	0
平成30年度 第1四半期 (平成30年4~6月)	黒毛和種	0	0	0
	褐毛和種	0	0	0
	その他の肉専用種	0	0	0
	乳用種	0	0	0
	交雑種	0	0	0
	計	0	0	0
平成30年度 第2四半期 (平成30年7~9月)	黒毛和種	0	0	0
	褐毛和種	0	0	0
	その他の肉専用種	5, 296	0	5, 296
	乳用種	0	0	0
	交雑種	0	0	0
	計	5, 296	0	5, 296
平成30年度 第3四半期 (平成30年10~12月)	黒毛和種	0	0	0
	褐毛和種	0	0	0
	その他の肉専用種	0	0	0
	乳用種	0	0	0
	交雑種	0	0	0
	計	0	0	0
合 計	黒毛和種	0	0	0
	褐毛和種	0	0	0
	その他の肉専用種	5, 296	0	5, 296
	乳用種	0	0	0
	交雑種	0	0	0
	計	5, 296	0	5, 296

注:平成30年度の交付対象期間は平成30年1月から12月までである。

3 畜産業振興事業に対する補助業務(補完対策)

(1) 肉用牛·食肉等流通対策

肉用繁殖雌牛の増頭や肉用牛ヘルパー推進への取組、純粋種豚やその精液の導入に対する取組及び産地食肉センター等の施設の改善や国産牛肉の新需要の創出等の取組への支援に係る3事業、43億6000万円(予算繰越分11億5600万円を含む。)を実施した。

(2) 資金・リース対策

畜産環境整備、環境規制の強化への対応に必要な施設等の導入支援、負債の償還 に支障を来している経営や家畜伝染病発生による深刻な影響を受けた経営に対す る資金の融通の取組への支援及び動産担保融資の導入に向けた環境整備を進めるための取組への支援に係る3事業、7億7700万円(予算繰越分5600万円を含む。)を実施した。

(3) 国産畜産物の安心確保対策ほか

家畜伝染病の発生後、経営再開に必要な互助金交付を行う事業の支援、家畜個体識別システムの円滑な運用の確保等による国産畜産物の安心確保の取組、配合飼料製造事業者等への利子補給及び牛肉骨粉や牛せき柱の適正処分等の取組への支援に係る4事業、59億6700万円(予算繰越分6億3000万円を含む。)を実施した。